

定 例 教 育 委 員 会 議 案 等 の 概 要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
報告 1	1 件 名 茨城県教育委員会の職務権限の特例に関する条例案に対する意見について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 令和 8 年第 2 回茨城県議会定例会に提出された上記条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第 2 項の規定に基づき、茨城県議会議長から意見を求められたため、条例案が適当である旨回答したので報告するもの。 3 内 容 （1）条例の内容 ・茨城県近代美術館等の博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を知事部局へ移管 ・その他所要の改正 （2）施行日 令和 8 年10月 1 日 4 提 案 課 総務企画部 総務課、文化課	資料 番号 ①

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考																									
第 6 号議案	1 件 名 茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） ・新たに県立神栖特別支援学校を設置することに伴い、所要の改正を行おうとするもの。 ・特別支援学校設置基準に、幼稚部の 1 学級の幼児数が明記されたことに伴い、所要の改正を行おうとするもの。 3 内 容 ・別表第 1 に県立神栖特別支援学校の項を加える。 <table><tr><td rowspan="3">茨城県立神栖 特別支援学校</td><td rowspan="3">神栖市須田</td><td>小学部</td><td></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>中学部</td><td></td></tr><tr><td>高等部</td><td>普通科</td><td>64</td></tr></table> ・別表第 1 の県立盲学校、県立水戸聾学校、県立霞ヶ浦聾学校の幼稚部の定員を変更する。 <table><tr><td>茨城県立 盲学校</td><td>水戸市袴塚 1 丁目</td><td>幼稚部</td><td></td><td>15</td></tr><tr><td>茨城県立 水戸聾学校</td><td>水戸市千波 町</td><td>幼稚部</td><td></td><td>20</td></tr><tr><td>茨城県立 霞ヶ浦聾学校</td><td>稲敷郡阿見 町上長</td><td>幼稚部</td><td></td><td>20</td></tr></table> 4 提 案 課 学校教育部特別支援教育課	茨城県立神栖 特別支援学校	神栖市須田	小学部			中学部		高等部	普通科	64	茨城県立 盲学校	水戸市袴塚 1 丁目	幼稚部		15	茨城県立 水戸聾学校	水戸市千波 町	幼稚部		20	茨城県立 霞ヶ浦聾学校	稲敷郡阿見 町上長	幼稚部		20	資料 番号 ②
茨城県立神栖 特別支援学校	神栖市須田			小学部																							
				中学部																							
		高等部	普通科	64																							
茨城県立 盲学校	水戸市袴塚 1 丁目	幼稚部		15																							
茨城県立 水戸聾学校	水戸市千波 町	幼稚部		20																							
茨城県立 霞ヶ浦聾学校	稲敷郡阿見 町上長	幼稚部		20																							

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第7号議案	1 件 名 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 新たに県立神栖特別支援学校を設置することに伴い、 所要の改正を行おうとするもの。 3 内 容 発送文書に表示する記号について、別表第4に県立神栖 特別支援学校の項を加える。 4 提 案 課 学校教育部特別支援教育課	資料 番号 ③

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第8号議案	1 件 名 茨城県県立特別支援学校の指定に関する規程の一部を改正する告示について 2 提案理由等（議案提出に至った背景等） 新たに県立神栖特別支援学校を設置することに伴い、通学区区域を変更するため、規程の一部を改正しようとするもの。 3 内 容 県立神栖特別支援学校の設置に伴い、県立神栖特別支援学校の通学区区域を規定するとともに、県立鹿島特別支援学校の通学区区域を変更する。 なお、令和9年4月1日以降の児童生徒等が就学すべき特別支援学校について適用する。 4 提 案 課 学校教育部特別支援教育課	資料 番号 ④